

令和6年3月7日

都内私立中学高等学校
校 長 殿
校 内 研 修 係



一般財団法人 東京私立中学高等学校協会
会 長 近藤 彰郎
東京私学教育研究所長 平方 邦行
(共催:公益財団法人東京都私学財団)

令和6年度「校内研修助成事業」のご案内

この制度は、会員校が教職員向け校内研修を実施するに当たって研修講師をお招きする際、講師への謝金を助成するものでございます。講師を実施校にてお選びいただけるため、各学校の実情に応じた研修指導が受けられるメリットがあり、毎年多数の学校にご利用いただいております。令和6年度も延べ約80回の助成が可能となります。下記要領を熟読の上、ご利用くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 助成対象となる研修会について

- ・校内教職員の研修会(オンライン及び少人数でも可)
- 注① 生徒や保護者のための講演会・研修会等は対象になりません。
- 注② 生徒や保護者にフィードバックできる内容の研修に限ります。法人の労務管理等の研修は対象になりません。
- 注③ 学校単位での利用となりますので、支部単位等の講演会・研修会は対象になりません。
- 注④ 校内研修が原則ですが、校外研修をご希望の場合は事前にご相談ください。

【研修テーマ例(キーワード)】

「発達障がい」「思春期」「LGBTQ」「いじめ」「多様性」「探究」
「保護者対応」「ハラスメント」「コンプライアンス」「入試」「コーチング」
「情報セキュリティ」「ICT」など

2. 実施期間・申請期間

- ・実施期間:令和6年4月1日～令和7年3月31日
- ・申請期間:令和7年2月28日(金)まで



3. 申請回数 1校1回/年度

※できるだけ多くの学校にご利用いただけるよう、1校1回の利用とさせていただきます(中高併設の学校は中高合わせて1校となります)。

4. 助成金(限度額)

	一般講師(部外)	部内講師
助成金	52,000円	27,000円

- ①部内講師とは、都内私立中学高等学校に勤務する教職員を指します。但し、※自校に勤務する教職員は助成対象となりません。(※自校に勤務する教職員とは、自校の専任教職員をいう。)
- ②講師の実働時間は1回2時間を原則とします。
- ③講師への報償費に対する源泉徴収の方法等については、学校と講師とでご相談のうえ適切に行ってください。
- ④助成限度額を超える分は学校でご負担ください。



5. 申請の手順と助成金の交付等について

- ①当研究所HPより必ず実施日の**2週間前**までに申請してください。

※令和7年2月以降に当該制度の利用を希望される場合は、予算の執行状況等の関係もございますので、先ずお電話にてご確認ください。(所定の予算を支出した時点で、申請は締め切らせていただきます)。

- ②申請を受付いたしましたら、担当者より申請フォームにご入力 of 研修会責任者にご連絡を差し上げます。その際に助成金の振込先口座等を確認いたします(個人口座は不可)。その後、ご指定の口座に助成金を振り込みます。

東京私学教育研究所HP <https://k.tokyoshigaku.com>



6. 研修会終了後の手順

研修会終了後1週間以内に「事業実施報告書」に研修の概要等をご記入の上、下記宛にメールにてお送りください。

e-mail:assist@tokyoshigaku.com

7. お問い合わせ先

〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-2-25 (私学会館別館4階)
一般財団法人 東京私立中学高等学校協会 東京私学教育研究所
(担当:並木)

電話 03-3263-0544